

## 免許外教科担任の許可に関する運用の指針に含める事項（イメージ）

文部科学省から都道府県教育委員会に対し、次のような事項を含む運用の指針を通知する。

## ○基本的な方針

- ・免許外教科担任制度の趣旨に鑑み、安易な許可は行わないこと
- ・免許外教科担任を極力生じさせないよう、人材の計画的な採用、配置を行うこと
- ・複数免許状の取得促進など、大学と連携して養成、採用、研修を通じた取組を行うこと

## ○許可の手続きについて

- ・許可に係る具体的な審査基準を定め、申請・許可の手続き及び運用を適正に行うこと
- ・審査基準は、必要に応じて適宜見直しを行うこと

## ○免許外教科担任の許可が必要な理由について

許可の必要性の判断において、次の点に留意すること

- ・当該教科の免許状を有する教員を真に確保することができないか
- ・勤務負担の平準化を目的とするようなものとなっていないか

## ○免許外教科を担当する教員について

免許外教科を担当する教員について、許可の際に次の点に留意すること

- ・免許外教科を担当する教員の持ち時間数が過重なものとなっていないか
- ・免許外教科を担当する教員が、所持する免許状の教科を担当せず、免許外教科の担任のみを行っていないか
- ・初任者や経験年数の浅い教員が免許外教科を担当することによって、研修等に専念できないような事態が生じていないか

## ○免許外教科を担当する教員への支援策について

例えば、次のような支援策を講ずることを許可の際に考慮すること

- ・免許外教科を担当する教員に対する当該教科の指導に関する研修等の計画
- ・当該教科の免許状を持つ教員が在籍する近隣校との連携や遠隔システムの活用など、免許外教科を担当する教員を支援する体制の整備
- ・許可を申請する学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、その他の教職員による支援

## ○文部科学省によるフォローアップ

- ・毎年度件数を調査し、免許外教科担任を縮小するための取組や、許可の基準等について都道府県教育委員会の間での情報共有を行う